

物品売買契約書（案）

- 件名 市有財産（金地金）売り払いに伴う一般競争入札
- 売扱物品 金地金（田中貴金属工業株式会社製）1kg 1本
- 契約価格 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

内訳

品名	店頭買取価格(税込)	重量(g)	入札買取率(%)	契約価格(円)
金地金（田中 貴金属工業株 式会社製）1kg		1000		

4. 契約保証金

金 円

5. 引き渡し場所

本契約後、売扱人と買受人で協議を行い決定

6. その他

- この仮契約は宇佐市議会の議決を経、宇佐市長が宇佐市契約事務規則第6条第1項に規定された保証が付されたことを確認した後、契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力を生ずるものとする。
- この仮契約締結後、(1)に規定する意思表示をするまでの間に、買受人が次のイ又はロのいずれかに該当した場合、売扱人は仮契約の解除を行うものとする。
この場合、売扱人は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
イ 宇佐市物品等供給契約に係る指名停止措置要領（平成25年宇佐市告示第55号）に基づく指名停止措置を受けたとき
ロ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

上記の契約について、売扱人と買受人は、各自の対等な立場における合意に基づいて、宇佐市契約事務規則等によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、売扱人及び買受人が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市長 後藤 竜也

大分県

株式会社

代表取締役

(査定・真贋)

第1条 買受人は、希望により、宇佐市職員が立ち会いの下、査定・真贋を行うことができる。

(代金の納付)

第2条 買受人は、売却代金を売扱人が指定する方法で、令和〇年〇月〇〇日（〇）までに支払うものとする。

(所有権の移転)

第3条 売扱物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、買受人が売買代金を納付したとき売扱人より買受人に移るものとする。

(売却物品の引渡等)

第4条 売扱人は、売扱物品の所有権が移転した後、売扱物品を頭書の引渡場所において、現状有姿のまま買受人に引き渡すものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 買受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め売扱人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(危険負担)

第6条 売扱物品の所有権が、売扱人から買受人に移転したときから売扱物品の引渡しのときまでにおいて、天災その他売扱人の責に帰することができない理由により売扱物品が滅失又は毀損した場合の損害について、売扱人は賠償の責めを負わない。

(契約不適合責任)

第7条 買受人は、引渡後、売扱物件の種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、追完、契約金額の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(遅延賠償金)

第8条 売扱人は、買受人が第2条に定める納付期限までに売買代金を完納しなかった場合は、その遅延日数に応じ、未納代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延賠償金として、売扱人の発行する納付書により、売扱人の指定する期日までに売扱人に支払わなければならない。

(契約の解除)

第9条 売扱人は、次の各号に該当するときは、この契約を解除し、損害の賠償をすることができる。この場合において、解除により買受人に損害があつても、売扱人は賠償の責めを負わない。

1 買受人がこの契約に定める事項を履行しないとき。

2 買受人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(契約に要する費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(協議)

第11条 この契約書に約定しない事項について、約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度売扱人及び買受人が協議して定めるものとする。